

## 関島社会保険労務士事務所便り

2020年  
1月号

関島社会保険労務士事務所  
(ひがし東京中小企業者組合)  
社会保険労務士・行政書士  
関島 康郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12

電話：03 - 3609 - 7668

HP: <http://www.srseki.info>



(ツバキ)

## 外国人雇用 在留カード番号の記載が必要になります

### ◆外国人雇用状況の届出について

すべての事業主は、外国人労働者(特別永住者と在留資格「外交」・「公用」の者を除く)を雇い入れた際、または離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について確認し、ハローワークへ届け出ることが義務付けられています。この届出を怠ったり、虚偽の届出を行ったりした場合には、30万円以下の罰金の対象となります。

### ◆外国人雇用届に在留カード番号が必要に

令和2年3月1日以降に雇入れ、離職をした外国人についての外国人雇用状況の届出において、在留カード番号の記載が必要となりました。

現在は外国人の氏名、在留資格、在留期間、生年月日、性別、国籍・地域、資格外活動許可の有無についてのみ記載が求められています。

在留カード番号の届出にあたって事業主は、当該在留カード番号について、在留カードにより確認しなければならないこととされています。

### ◆届出方法について（3月1日以降）

外国人雇用状況届出における届出方法は、雇用保険被保険者の場合とそれ以外の場合とで異なります。

#### ○雇用保険の被保険者となる外国人の場合

「雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届外国人労働者在留カード番号記載用【別様式】」が必要になります。

この別様式に在留カード番号を記入し、雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届と一緒にハローワークに提出します。

別様式での届出は、雇用保険被保険者資格取得届および資格喪失届が、様式改正(在留カード番号記載欄が追加)されるまでの暫定運用です。様式の改正は、令和2年度中の予定です。

#### ○雇用保険被保険者以外の外国人の場合

「外国人雇用状況届出書」(様式第3号)に在留カード番号の記載欄が追加されますので、在留カード番号を記入します。令和2年2月29日以前に雇入れ、離職のあった外国人の届出については、令和2年3月1日以降も経過措置

として、これまで通りの届出様式で申請ができます。

# 知って得する障害年金②

## 障害年金の保険料納付要件

### ◆20歳前障害は保険料納付要件なし

国民年金に加入していない20歳前に障害の初診日があるときは、20歳になったときに、障害の程度が1級又は2級に該当すれば、障害基礎年金が支給されます。

この20歳前の障害基礎年金は、所得制限が

あります。本人の前年の所得が一定の額を超えると、その年の8月分から翌年7月まで、半額又は全額が支給停止になります。

また、20歳前の障害基礎年金は、日本国内に住所がないときや刑事施設等に拘禁・収容されている間は、全額支給停止になります。

### 20歳前障害の収入・所得制限

半額停止	給与収入	5,183,000円	全額停止	給与収入	6,451,000円
	所得	3,604,000円		所得	4,621,000円

※扶養親族がいるときは1人について所得38万円加算（2019年の金額）

### ◆保険料納付要件の原則と特例措置

障害年金には、20歳前障害を除き保険料の納付要件があります。

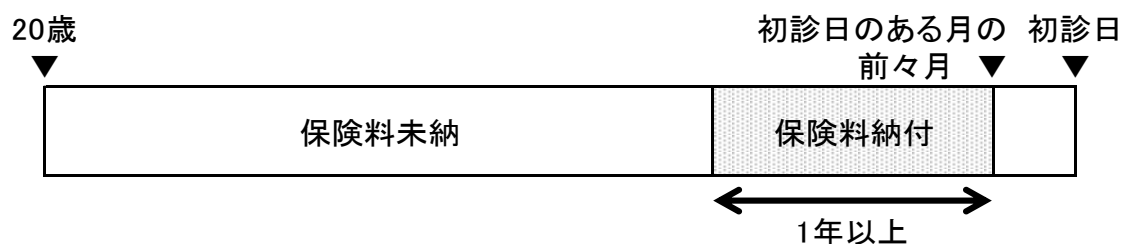
原則として、初診日の前日の時点で、その前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間(免除・学生納付特例・納付猶予期

間を含む)が3分の2以上あることが必要です。

但し、2026年3月までは、未納期間が3分の1を超える場合であっても、初診日が65歳未満であれば、初診日の前々月までの1年間に未納期間がなければよいことになっています。



### (2026年までの特例措置)



# 1月から源泉徴収税額表が変わります

## ◆本年度の税制改定

働き方の多様化をふまえ、所得税について、2020年1月から基礎控除額、給与所得控除額、公的年金控除額、扶養親族等の合計所得金額要件の改定が行われ、「源泉徴収税額表」についても変更されています。

## ◆基礎控除額 10万円引き上げ 48万円に

改定前の基礎控除の控除額は38万円で、所得の多少に関わらず一定額でした。今回の改正では、基礎控除が一律10万円引き上げられ48万円になります。

一方、2,400万円を超える高所得者については段階的に控除額が引き下げられ、2,500万円以上は控除額0円になります。

## ◆給与所得 控除額は10万円引き下げ

基礎控除の改正とあわせて、給与所得控除も改正されます。給与所得控除の控除額は、給与等の収入金額により下表のように段階的に変更され、この変更にともない、「源泉徴収税額表」が変更になります。

また、改正前の給与所得控除には上限が設定されており、給与等の収入金額が1,000万

円超の場合、控除額は220万円でした。今回の改正で850万円に下げられます。

## ◆給与 850万円以下は実質的に変化なし

給与収入のある人にとっては、基礎控除と給与所得控除の両方が対象となります。給与等の収入金額が850万円以下の場合は、基礎控除が10万円増加する一方で給与所得控除が10万円減少するため、合計するとそれらが相殺されて実質的には変化がありません。これまで給与所得控除となっていた10万円が基礎控除に振り替えられたと考えてよいでしょう。

## ◆850万～1000万円以下の人に緩和措置

給与収入が850万円超の人の負担増を緩和するため、850万～1,000万円の人には新たに「所得金額調整控除」が設定されました。

- ・特別障害者に該当する人
- ・年齢23歳未満の扶養親族がいる人
- ・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる人

上記の人の控除額は次の式になります。

$$(\text{給与収入金額} - 850 \text{万円}) \times 10\%$$

(例) 給与等の収入金額が1,000万円の場合  
 $(1,000 \text{万円} - 850 \text{万円}) \times 10\% = 15 \text{万円}$

従来(2019年まで)の所得控除		2020年1月からの所得控除	
給与額	給与所得控除額	給与額	給与所得控除額
162.5万円以下	65万円	162.5万円以下	55万円
162.5万円超180万円以下	その収入金額×40%	162.5万円超180万円以下	その収入金額×40%－10万
180万円超360万円以下	その収入金額×30%＋18万円	180万円超360万円以下	その収入金額×30%＋8万円
360万円超660万円以下	その収入金額×20%＋54万円	360万円超660万円以下	その収入金額×20%＋44万円
660万円超1,000万円以下	その収入金額×10%＋120万円	660万円超850万円以下	その収入金額×10%＋110万円
1,000万円超	220万円	850万円超	195万円

**●未払い賃金の時効「3年」案**

厚生労働省の労働政策審議会で、社員が未払い残業代などを会社に請求できる期間は「過去2年分」とする労働基準法の規定を「3年分」に延ばす案が示された。来年4月施行の改正民法にあわせ、労働者側は5年に延ばすことを要求していたが、使用者側は2年の現状維持を主張。折衷案の3年が示された。労使は後日、この案に対して意見を出すこととしている。(12月25日)

**●パワハラ指針が正式決定**

5月に成立した改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）を受けて検討されてきたパワハラ指針が23日、正式決定した。来年6月から大企業、2022年4月から中小企業でパワハラ防止策をとることが義務付けられる。(12月24日)

**●副業の労災 賃金・労働時間を合算へ**

厚生労働省は、兼業や副業をする人が勤務中の事故などで働けなくなった場合に、本業の賃金と合算して労災保険を給付すると決定。長時間労働を原因とする労災の認定基準についても、複数の勤め先の労働時間を合算する仕組みに変える。2020年の通常国会に労災保険法などの改正案を提出し、年度内の施行を目指す。(12月23日)

**●建設業の外国人材、適正な就労環境の義務化**

国土交通省は、特定技能制度で来日した建設分野の外国人の失踪や不法就労を防ぐため、元請けとなる大手建設会社に就労環境の点検を義務付ける。また外国人労働者に対しては、2020年1月から就労管理機関による講習の受講を義務付ける。講習では、受け入れ企業の計画と実際に企業から説明を受けている条件に食い違いがないか、外国人労働者に確認する。(12月23日)

**●一定の所得がある75歳以上の医療費2割**

政府の全世代型社会保障改革検討会議は、中間報告をまとめた。75歳以上の病院での窓口負担は現在、原則1割で現役並み所得者は3割のところ、改革後は現役並みの所得がなくても一定以上の所得があれば2割とする。そのほか、紹介状のない大病院利用時の負担も1,000円～3,000円程度上積みし、対象病院を400床以上から200床以上に広げる。2020年度までの施行を目指す。(12月20日)

**●希望者は年金受給開始年齢75歳**

全世代型社会保障改革検討会議の中間報告によると、現在の65歳までの雇用義務を70歳までの就労機会確保の努力義務とするため、自社雇用だけでなく、他企業への再就職支援、フリーランスや起業した社員との業務委託契約、勤め先が出資するNPOへの参加などの選択肢を加える。年金でも高齢者の就労を促すため、現在70歳が上限の受給開始年齢を、希望する人は75歳まで選択できることとする。在職老齢年金は、65歳未満の減額基準を65歳以上と同じ47万円に引き上げる。厚生年金に入るパート労働者の対象も段階的に広げ、2024年に51人以上とする。(12月20日)

**●介護休暇の1時間単位での取得が可能に**

厚生労働省は、育児・介護休業法の施行規則を見直す。家族の介護や子どもの看護をするために取得できる介護休暇について、現在は半日単位で取得できるが、2021年1月から1時間単位で取得できるように制度を改正する。(12月11日)

